

子どもファーストクーポン事業 実施概要

1 事業の目的

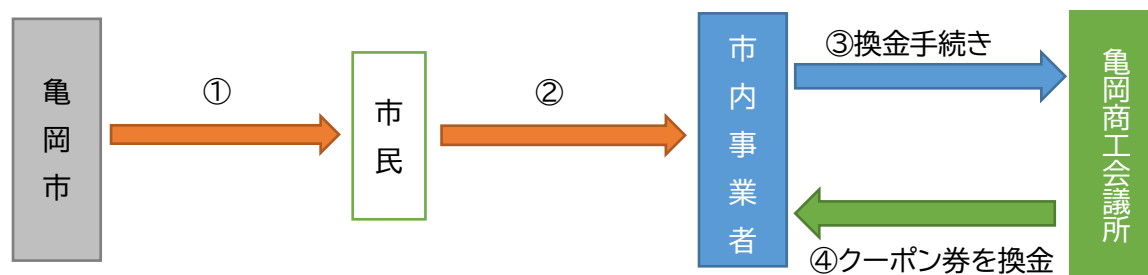
エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う事業者及び子育て世帯の生活支援を目的として、市内サービス業・小売業などを営む対象店舗で利用できるクーポン券を市内の高校生以下の子どもに対し発行する。

2 事業概要

◆発行クーポン券について

高校生以下の子ども 1 人あたり8,000 円(1枚500円×16枚綴)分のクーポン券を配布し、市内消費を促進すると共に子育て世帯の生活支援を行う。各クーポン券は、会計時 1,000 円につき 1 枚利用できるものとし、換金及び分割使用は不可とする。(例:会計が 3,500 円であればクーポン券は 3 枚まで利用可能)

(実施イメージ)



※クーポン券の利用等については、これまでの「かめおか応援クーポン」と同様

◆クーポン利用期間

令和7年7月1日(火) から **10月31日(金)** まで

※当初、利用期間を9月30日(火) までとしていましたが10月31日(金) まで延期されました。

④利用可能店舗

・以下のすべてに該当する事業者とする。

- ア) 本市内でサービス業・小売業などを営む事業者で事前に市に対し登録申込を行っていること
- イ) 取扱店のサインを掲示していること

・店舗登録については**10月31日**まで随時受付。

・店舗一覧は亀岡市 HP 上に掲載。 ※今クーポン事業では、登録店舗の冊子掲載はありません。

3 クーポン券配布対象者

亀岡市在住の高校生以下(2007年(平成19年)4月2日以降生まれ)の子ども

4 クーポン券の取り扱い

(1) 遵守事項

- ・クーポン券は、利用可能店舗での物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能
- ・クーポン券の現金への換金は不可
- ・使用期間を過ぎたクーポン券は無効

(2) 利用対象とならないもの

- ・不動産や金融商品
- ・たばこ
- ・ギフト券や切手などの換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業にて提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課、公共料金

5 換金手続き【重要】

換金手続きについては、「亀岡商工会議所」で手続きを実施。

(1) 換金受付期間

令和7年7月1日(火曜日)～令和7年11月28日(金曜日) **期限厳守**

(2) 換金の流れ

ご提出いただいた請求書の内容を確認後、請求書提出の翌日から6営業日を目安に振り込み。

(3) 必要書類

- ①クーポン換金請求書
- ②振込先口座の確認ができるもの(通帳表紙と見開き1・2ページのコピー等)
- ③利用済みクーポン原本

6 実施スケジュール

7月1日(火) クーポン利用・換金申請開始
10月31日(金) クーポン利用可能期間終了
11月28日(火) クーポン換金請求期間終了

7 その他

- ・利用可能店舗は亀岡市 HP 上に一覧を掲載します。 ※今クーポンでは登録店舗の冊子掲載はありません。
- ・換金受付期間を過ぎての請求は**一切受付できません**ので、早め早めの換金請求をお願いいたします。